

西海圏域二級水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「西海圏域二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和3年8月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、西海圏域における二級水系流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の流域)

第3条 協議会は、西海圏域における別表1の二級水系の流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表2の職にある者をもって構成する。

2 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置くものとし、別表3の職にある者をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

3 事務局は、第1項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 西海圏域における二級水系流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、長崎県土木部河川課に置く。

(附則)

本規約は、令和4年9月16日から施行する。

別表 1

西海圏域 二級水系

大明寺川水系
鳥加川水系
木場川水系
高地川水系
面高川水系
江川内川水系
伊佐ノ浦川水系
柚木川水系
多以良川水系
雪浦川水系

別表2

西海圏域 流域治水協議会 名簿

西海市長

気象庁 長崎地方気象台次長

林野庁 長崎森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所長

長崎県 危機管理監

長崎県 土木部長

長崎県 県央振興局長

長崎県 県北振興局長

別表 3

西海圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿

西海市	総務部		防災基地対策課長
	西海ブランド振興部		農林緑推進課長
	建設部		建設課長
			住宅建築課長
	水道部		上水道課長
長崎市	上下水道局	事業部	浄水課長
気象庁	長崎地方气象台		水害対策気象官
林野庁	長崎森林管理署		次長
国立研究開発法人	森林研究・整備機構		
	森林整備センター	佐賀水源林整備事務所	造林係長
長崎県	危機管理監	危機管理課	課長補佐
	土木部	河川課	課長補佐
		砂防課	課長補佐
		都市政策課	課長補佐
		住宅課	課長補佐
		建築課	課長補佐
	農林部	農村整備課	参事
		森林整備室	参事
長崎県	県央振興局	農林部	土地改良課長
			森林土木課長
長崎県	県北振興局	建設部	河川課長
			砂防防災課長
			建築課長
			大瀬戸土木維持管理事務所長
			雪浦ダム管理事務所長